

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（交差点改良）					
地区名	主要地方道 岡崎刈谷線始め					
事業箇所	安城市城南町始め					
事業のあらまし	主要地方道岡崎刈谷線は、安城市中心部を東西に縦断し岡崎市に至る幹線道路である。また主要地方道安城碧南線は安城市中心部を南北に碧南市へ至る幹線道路である。当事業区間は、あんしん歩行エリアに指定されており、事業区間の周辺には、市役所、学校等の公共施設、また北にJR安城駅があり、歩道を利用する歩行者が多い。加えて、駅周辺は区画整理が予定されておりこの中でバリアフリー化の整備が進められる予定である。当区間を整備することで公共施設、学校、駅等へ安心安全な歩行が可能となる。このため、交差点部の歩道の段差解消および誘導ブロックを整備する。					
事業目標	【達成（主要）目標】 歩道の段差解消、誘導ブロックを設置し、バリアフリー空間を整備する。 【副次目標】 （事前評価時に設定した場合、記載する） —					
事業費	事業費		内訳			
	0.125 億円		■工事費 0.125 億円、□用補費 億円、□その他 億円			
事業期間	採択年度	平成 23 年度	着工年度	平成 23 年度	完成年度	平成 23 年度
事業内容	交差点改良（市役所南交差点、小堤交差点、錦町交差点）の歩道部の段差解消、誘導ブロック設置					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 歩道部の段差解消、誘導ブロックの設置を行い、バリアフリー空間を整備した。 【達成状況に対する評価】 段差の解消、誘導ブロックを設置したことにより、高齢者や目の不自由な方の安全性が確保された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目的に対する効果が十分発現しているため、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目的に対する効果が十分発現しており、また新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					